

監査報告書

令和5年5月25日

学校法人北都健勝学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人北都健勝学園

監事 小野敏子印

監事 宮戸由喜夫印

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人北都健勝学園寄附行為第20条の規定に従い、学校法人北都健勝学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、学園をとりまく社会の厳しい諸事情の中にあって、国家試験の合格率の向上、入学定員の充足などに向けた関係者の日々の努力を認めるものであります。学園全体のビジョンと個々の課題に対する明確な目標が次世代を担う教職員に一層浸透し、意思疎通の充実を図ることが、今後の学園全体の運営を支える大きな力となると考えます。

以上、監事として監査報告をいたします。